

○金融庁  
農林水産省 告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第 号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年 金融庁 告示第三号）の一部を次のように改正し、令和四年七月十六日から適用する。

令和四年七月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(現金自動支払機等)</p> <p>第十五条 規則第十七条の三第一項第七号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める機械については、平成十年大蔵省告示第二百二十号（銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(現金自動支払機等)</p> <p>第十五条 規則第十七条第二項第二号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める機械については、平成十年大蔵省告示第二百二十号（銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件）第二条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p>